平成２６年（フ）第１１８４号
札幌市白石区栄通11丁目５番27号
債務者　小根　晴美
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１９４号
札幌市中央区南６条西９丁目1026番地12　クチュール南６条Ⅰ302号
債務者　澤田　友和
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１９９号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目10番８―101号
債務者　平澤　俊輔
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８３号
盛岡市緑が丘２丁目６番20―302号
債務者　若林　　淳
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第７８１号
埼玉県川口市新井町23番15号　ハイツカタノ301号
債務者　糸井　康洋
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３３８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣488番地64
債務者　藤村　一彦
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３４６号
埼玉県三郷市幸房369番地15
債務者　須藤　　榮
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３５１号
埼玉県春日部市備後東２丁目26番７号、旧住所埼玉県春日部市谷原３丁目18番地24
債務者　渋谷登志夫
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８３８号
札幌市北区篠路８条４丁目１番58号　エスポワールＢ１階２号
債務者　近藤　牧子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８３９号
札幌市北区新琴似８条14丁目６番２号　エルム21Ｂ102号
債務者　伊藤　憲輝
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２７号
北海道河東郡士幌町字士幌西１線172番地若葉団地55号、申立時の住民票上の住所北海道千歳市真々地１丁目２番19号
債務者　土田　一樹
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９９７号
札幌市白石区北郷８条７丁目２番15号　モアクレスト北郷101号
債務者　小松　久雄
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０５７号
札幌市中央区南24条西15丁目２番７―205号
債務者　高橋さとみ（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８５号
札幌市北区篠路３条８丁目２番12―201号
債務者　中村　早希
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２３号
千葉県船橋市芝山１丁目40番３棟704号
債務者　田中　良一
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５３３号
千葉県船橋市本町７丁目27番９―201号
債務者　冨永　義勝
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５４０号
千葉県市川市曽谷２丁目32番14号
債務者　鳥光　幸子（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係